平成２８年（フ）第１５号
大分県豊後大野市大野町田代1691番地１　市営川北第２住宅Ｃ－３
債務者　桝田　和宏
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第１９３号
青森市大字新城字平岡146番地60
債務者　奈良　秀樹
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８０３号
神戸市須磨区妙法寺字谷野132番地の２シバザキ文化102号
債務者　松浦あきこ
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０７号
神戸市東灘区本山南町８丁目１番１―207号
債務者　山路修一郎
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１０号
神戸市北区有野台５丁目４番地Ｂ43棟506号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台３丁目27番地２　２棟402号
債務者　辻啓造こと　辻　　啓造
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１４号
神戸市長田区御船通４丁目６番地の４深作マンション102号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通４丁目２番14―401号
債務者　麦野久美子こと　麥野久美子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１５号
神戸市長田区長田天神町２丁目４番24号
債務者　金子　幸司
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９号
広島県福山市多治米町５丁目17番５号
債務者　岡田　壽憲
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１５３号
広島県福山市北本庄２丁目８番18号
債務者　蔦宗　将希
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３９１号
熊本市南区島町２丁目18番30号　サンラフレＫＩＴＡＪＩＭＡ101号、前住所熊本市南区八幡５丁目１番22号
債務者　坂本佳与子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３５２号
静岡県浜松市南区参野町204番地　ハイツ松本202、前住所静岡県浜松市南区西伝寺町274番地　Ｍセジュール Ｂ103
債務者　野末　剛史
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４０３号
静岡県浜松市北区三方原町2778番地の２
債務者　赤羽恵美子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
栃木県下都賀郡野木町大字佐川野676番地２
債務者　岩崎　明美
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第６６号
栃木県足利市小俣町1344番地　川崎一戸建
債務者　羽鳥　裕三
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第３４３号
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館401
債務者　柚木　馨予
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４４号
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館401
債務者　柚木　咲葵
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部